

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 県民税

- (1) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすることとした。（第27条関係）
- (2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとした。（附則第18条の3関係）

2 不動産取得税

- (1) 特例適用住宅の新築の用に供する土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置を平成22年3月31日まで延長することとした。（附則第20条の3関係）
- (2) その他課税標準等の特例措置の延長、見直し又は廃止をすることとした。（第54条、第61条、附則第20条の3、附則第23条の3関係）

3 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象を重点化することとした。（附則第25条関係）

4 自動車取得税

- (1) 自動車取得税の税率を100の5とする特例措置を地方税法等の一部を改正する法律の公布の日の翌日から平成30年3月31日までの間の取得に限り講ずることとした。（附則第27条関係）
- (2) 自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第27条関係）
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置並びに車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、軽減対象を重点化し、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。（附則第27条関係）
- (4) 車両総重量が3.5トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものについて税率の特例措置を講ずることとした。（附則第27条関係）

5 軽油引取税

軽油引取税の税率を1キロリットルにつき32,100円とする特例措置を地方税法等の一部を改正する法律の公布の日の翌日から平成30年3月31日までの間の引取り等に限り講ずることとした。（附則第28条関係）

6 狩猟税

対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置を平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登録に限り講ずることとした。（附則第30条関係）

7 その他所要の整備をすることとした。（第8条、第27条、第38条、第39条、第41条、第47条、第47条の2、第54条、第61条、第64条の7、附則第18条の2、附則第18条の3、附則第20条の3、附則第25条、附則第27条関係）

8 施行期日等

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行することとした。（附則第1条関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～附則第6条関係）
- (3) いわたの森林づくり県民税条例の一部を改正することとした。（附則第7条、附則第8条関係）